



文京区
シンボルマーク



区報 ふみのみやこ

特別区民税・都民税特集号

平成31年
(2019)

1/18

発行/文京区

編集/総務部税務課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎(3812)7111

https://www.city.bunkyo.lg.jp/

▲区制70周年を契機に
制定した区のシンボル
マークです。

【主な内容】

- 2面：住民税のきほんを確認
- 3面：住民税の申告について
- 4面：知って納得！住民税のQ&A
- 5面：所得税の申告のご案内
- 6面：税務課からのお知らせ

／しっかり確認しよう／

住民税(特別区民税・都民税) の改正点をお知らせします



配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました

平成29年度税制改正により配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額等が改正されました。平成31年度(平成30年分)の個人住民税から変更になります。

改正前と改正後の
内容を確認してみ
よう！



改正前	
配偶者控除	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の合計所得金額 38万円以下 納税者本人の合計所得金額の制限なし
配偶者特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の合計所得金額 38万円超76万円未満 納税者本人の合計所得金額 1,000万円以下



改正後	
配偶者控除	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の合計所得金額 38万円以下 納税者本人の合計所得金額 1,000万円以下(900万円超から控除額減額)
配偶者特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の合計所得金額 38万円超123万円以下 納税者本人の合計所得金額 1,000万円以下(900万円超から控除額減額)

POINT

- 改正前は、配偶者控除は納税者本人の所得制限がありませんでしたが、改正後は所得制限が設けられました。
- 配偶者控除も配偶者特別控除も、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が減額します。
- 改正前は、配偶者特別控除の対象となるのは、配偶者控除の対象とならない合計所得金額76万円未満の場合でしたが、改正後は配偶者特別控除の枠が広がり、合計所得金額123万円以下まで対象になりました。

配偶者控除・配偶者特別控除を受けられるか確認しよう

合計所得金額とは…

給与・年金収入 → 算出表などで所得を算出 → 合計所得金額
事業等の収入 - 必要経費等

【給与収入がある方(1か所のみで勤務)】

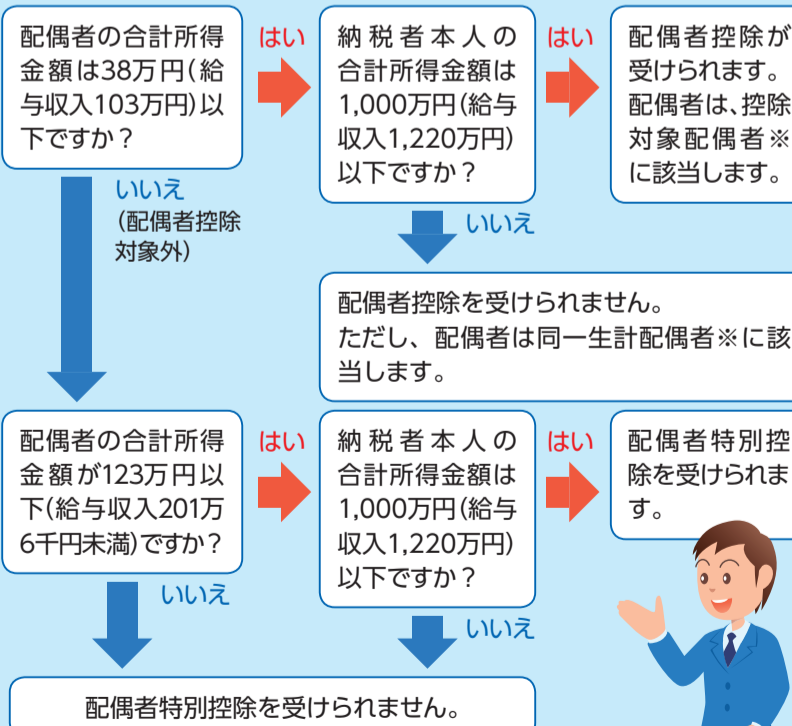
平成 年分 給与所得の源泉徴収票	
支払元(給与支払者)	支払先(受給者)
氏名	氏名
住所	住所
給与所得控除後の金額	所得控除後の金額
源泉徴収額	源泉徴収額
合計所得金額	合計所得金額

参考
給与所得は源泉
徴収票でも確認
できます。
合計所得金額

【年金所得の算出表】

該当者の年齢	年金収入額の合計額=A	年金所得の金額	該当者の年齢	年金収入額の合計額=A	年金所得の金額
65歳以上 (昭和29年 1月1日以前 生まれ)	120万円まで	0円	65歳未満 (昭和29年 1月2日以後 生まれ)	70万円まで	0円
	330万円未満	A-120万円		130万円未満	A-70万円
	410万円未満	A×75%-37.5万円		410万円未満	A×75%-37.5万円
	770万円未満	A×85%-78.5万円		770万円未満	A×85%-78.5万円
	770万円以上	A×95%-155.5万円		770万円以上	A×95%-155.5万円

スタート



()は給与収入のみの方の収入金額です。
※控除対象配偶者・同一生計配偶者の違いについては、2面をご確認ください。

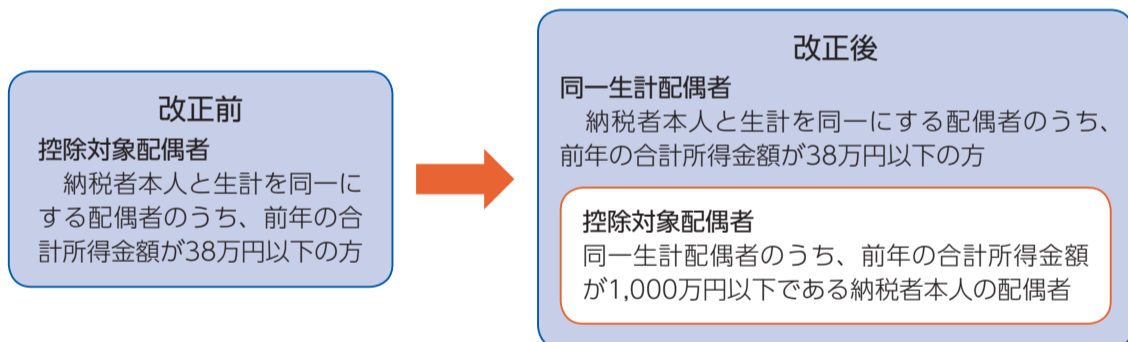
詳しい控除額については
2面をご確認ください。

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額がいくらになるか確認してみよう

		納税者本人の合計所得金額 (給与収入のみの方の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者の合計所得金額 (給与収入のみの方の収入金額)	配偶者控除			
	38万円以下 (103万円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 [昭和24年1月1日以前生]	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除			
	38万円超～90万円以下 (103万円超～155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	90万円超～95万円以下 (155万円超～160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	95万円超～100万円以下 (160万円超～166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円
	100万円超～105万円以下 (166万8千円以上～175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円
	105万円超～110万円以下 (175万2千円以上～183万2千円未満)	16万円	11万円	6万円
	110万円超～115万円以下 (183万2千円以上～190万4千円未満)	11万円	8万円	4万円
115万円超～120万円以下 (190万4千円以上～197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円	
120万円超～123万円以下 (197万2千円以上～201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円	
123万円超 (201万6千円以上)	0	0	0	

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。

● 控除対象配偶者・同一生計配偶者についてのイメージ



会社員Aさんの場合

- ・ Aさんの給与収入1,000万円
- ・ 配偶者(昭和53年生まれ)の給与収入150万円

(配偶者特別控除の対象)

控除額は
33万円



配偶者の給与収入が155万円までは、控除額が変わらないだね

		納税者本人の合計所得金額 (給与収入のみの方の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者の合計所得金額	配偶者控除			
	38万円以下 (103万円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 [昭和24年1月1日以前生]	38万円	26万円	13万円
	配偶	38万円超90万円以下 (103万円超～155万円以下)	33万円	22万円

年金収入のみのBさん(昭和25年生まれ)の場合

- ・ 年金収入は300万円
- ・ 年金所得は180万円

年金収入300万円 - 120万円 = 180万円(年金所得)

〈年金所得の計算式は1面参照〉

※該当者の年齢により異なります。



配偶者(昭和26年生まれ)、年金収入のみ

- ・ 年金収入は78万円
- ・ 年金所得は0円

(配偶者控除の対象)

※年金収入は公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の項目でご確認ください。

控除額は
33万円

		納税者本人の合計所得金額 (給与収入のみの方の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者の合計所得金額	配偶者控除			
	38万円以下 (103万円以下)	33万円	22万円	11万円

配偶者特別控除対象者の方はご注意ください

今回の改正により、配偶者特別控除の枠が広がり、配偶者の合計所得金額が90万円までは38万円以下の場合と同じ控除額がとれるようになりましたが、扶養の人数に入れることはできません。扶養に入れるのは従前どおり合計所得金額38万円以下の方になります。

住民税のきほんを確認

住民税とは…

住民税には個人にかかる「個人住民税」、法人にかかる「法人住民税」があります。

個人住民税は市町村民税と道府県民税の合計で、東京23区では特別区民税・都民税といい、区が合わせて賦課・徴収しています。

ここでは個人住民税について説明しています。

住民税の内訳

住民税は、「均等割」と「所得割」から成り、その合計が1年間の年税額となります。

均等割…特別区民税：3,500円 都民税：1,500円

所得割…前年の所得から計算

住民税を納める人(納税義務者)

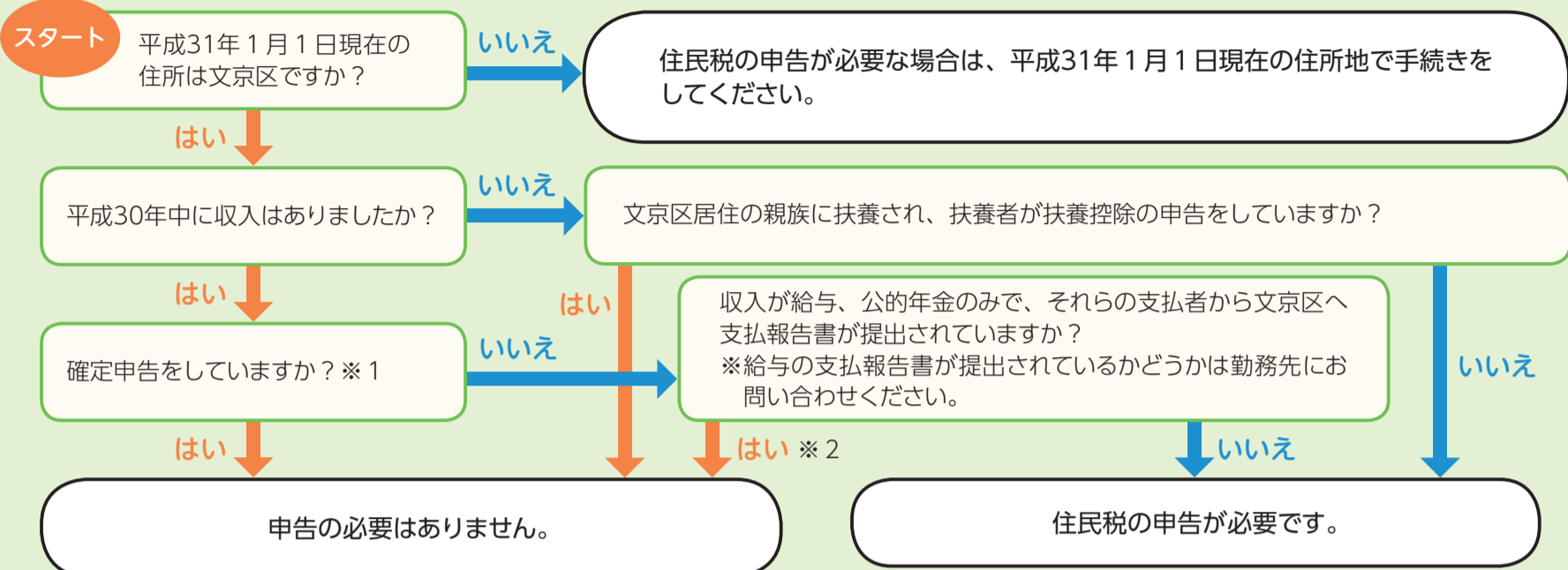
住民税は、その年の1月1日現在の住所地で前年の1月から12月までの所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
区内に住所がある	○	○
区内に住所がなく、事業所・事務所等がある	○	—

住民税がかからない人

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦、寡夫いずれかに該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ※125万円を超えると課税されます
- 前年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ・ 扶養親族がいない場合 35万円
 - ・ 扶養親族がいる場合 35万円×(同一生計配偶者+扶養人数+1)+21万円

住民税の申告が必要か確認してみよう



※1 確定申告は住民税の申告を兼ねています。第1表の「1月1日の住所」欄および第2表の「住民税に関する事項」(詳細は5面参照)も忘れずに記入してください。
 ※2 収入金額によっては、申告が必要な場合があります。

申告をしよう ~申告期限3月15日(金)~

前年度に住民税の申告をした方には、申告書を1月末に一斉発送します。
 郵送されない方には、2月以降に、税務課(文京シビックセンター10階)、区民サービスコーナー(文京シビックセンター2階)および地域活動センターで申告書を配布します。
 ※税務課以外は、なくなり次第終了。

申告期間は申告会場が大変混雑します。待ち時間なく申告できる郵送申告をぜひご利用ください!

⇒郵送申告で控えが必要な方は、申告書と同じ内容を控えに記入し、返信用封筒に別途封筒(宛名記入・返信切手貼付)を同封してください。

申告会場を開設します

期 間 2月1日(金)~3月15日(金)
 (土・日曜日、祝日除く※)
 ※2月24日(日)のみ休日受付を行います。

受付時間 午前9時~午後5時
申告会場 文京シビックセンター10階北側1001会議室

確定申告書の受付はしておりません。
 確定申告書の提出は所得税の申告会場にてご提出ください。
 所得税の申告会場は5面をご覧ください。

~申告に必要なもの~

①申告書	+	②平成30年中の所得を証明する書類 給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、自営の場合は収支明細・帳簿等	+	③平成30年中の控除を証明する書類 国民年金・生命保険・地震保険などの控除証明書原本、医療費明細書、身体障害者手帳の写し等	+	④印鑑	+	⑤マイナンバーにかかる本人確認書類 (郵送申告の場合は以下のコピー) (番号確認) マイナンバーカード(裏面)、通知カード、個人番号記載あり住民票写し のいずれか1点 (身元確認) 1点確認: マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、在留カード など 2点確認: 母子健康手帳、写真なし身分証明書、納税通知書、個人番号記載なし住民票写し など
------	---	--	---	--	---	-----	---	---

※代理申告の場合は、別途委任状が必要になります。

~ホームページからダウンロードできるもの~

●委任状

ホームページ掲載の委任状のほか、必要事項の記載があれば自作の委任状でも受付します。委任状を自作する場合、右の委任状見本を参考にして作成してください。

委任状 見本	
(代理人)	住所 文京区春日1-16-21
氏名	文京 太郎
生年月日	平成2年1月1日
上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。	
平成31年度 特別区民税・都民税の申告	
平成31年2月1日	
(委任者)	住所 文京区春日1-16-21
氏名	文京 花子 印
生年月日	平成2年7月7日
※氏名は必ず委任者本人が自書してください。	

●上場株式等に関する住民税申告不要等申出書

平成31年度より、上場株式等に係る所得について所得税と住民税で異なる課税方式を選択するための住民税申告をおこなう場合、住民税申告書に専用の申出書を添付して申告していただくことになりました。

納税通知書が送達されるときまでに申告しなければなりませんのでご注意ください。

●医療費・セルフメディケーション明細書

平成30年度より医療費控除を申請する際は、領収書の提出ではなく「医療費の明細書」の添付が必要になりました。
 明細書配布場所: 税務課窓口、各地域活動センター、税務署

各書式ダウンロードはこちらから

リンク先(パソコン版)
 文京区HPホーム>手続き・くらし>
 税金>ダウンロード(申請書・届出書・その他)



上場株式等に係る所得を申告の際はご注意ください

上場株式等に係る所得を住民税の計算に含めたい場合は、納税通知書が送達されるときまでに確定申告書や区の申告書を提出する必要があります。納税通知書が送達された後で申告いただいても、住民税ではその所得を含めることはできませんのでご注意ください。また、納税通知書送達前に上場株式等に係る所得を記載せず申告した場合、納税通知書送達後に上場株式等に係る所得を含めての修正の申告はできません。

こんな時はどうするの？

知って納得！住民税のQ&A



Q 海外転出の時、住民税の支払いはどうなりますか？

A あらかじめ納税管理人の申告(申請)をお願いします。

住民税は、前年の所得に対して1月1日現在住所のある区市町村で課税されます。1月2日以降に国外転出する場合は、事前に納税通知書の受け取り、税の納付等を納税者に代わって行う納税管理人の申告(申請)をお願いします。

Q 年度の途中で引っ越しすると住民税の支払先はどうになりますか？

A 住民税は1月1日現在住所のある区市町村に支払ってください。

今年の1月1日の住所が文京区なら、その後転出して課税地は文京区になります。その年度の住民税は文京区に納めていただくことになります。

Q 収入がなくても住民税の申告はしたほうがいいですか？

A 申告書の「収入がなかった人の記入欄」に記入し申告しましょう。

住民税の課税状況は国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・就学援助等、区の行政サービスの基礎資料等となるので、申告期限までにご提出をお願いします。

住民税の申告書の裏面に記載欄がありますよ。



Q 亡くなった人の住民税の支払いはどうなりますか？

A 相続人の方に住民税の納税義務が継承されます。

住民税は、前年の所得に対して1月1日を基準に課税されます。1月2日以降に亡くなった場合、前年中に一定額以上の所得があれば課税されます。相続があった場合は、相続人の方に納税義務が継承されます。その際は、相続人代表者指定(変更)届のご提出をお願いします。

Q ふるさと納税をしましたが、控除を適用させるにはどうすればいいですか？

A ワンストップ特例の申請または申告をしてください。

ワンストップ特例とは、確定申告を必要としない給与所得者等であること、寄附先が5自治体以内であること、その都度、寄附自治体に申請書を送付すること等の条件下であれば、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる制度です。

ワンストップ特例を利用しない方は、確定申告にて申告すれば寄附金控除が受けられます。その際は第2表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄(都道府県、市区町村分)も忘れずに記入してください。

Q 住民税のかからない給与・年金収入の限度額と扶養に入れる限度額はいくらですか？

A 給与収入のみの方は上段の表、公的年金収入のみの方は下段の表をご確認ください。

給与収入(年収)	住民税 かかる・かからない	扶養に 入れる・入れない
100万円以下	かからない	入れる
100万円超～103万円以下	かかる	入れる
103万円超	かかる	入れない

〈給与収入〉

公的年金収入	住民税 かかる・かからない	扶養に 入れる・入れない
65歳以上 155万円以下	かからない	入れる
65歳未満 105万円以下	かからない	入れる
65歳以上 155万円超～158万円以下	かかる	入れる
65歳未満 105万円超～108万円以下	かかる	入れる
65歳以上 158万円超	かかる	入れない
65歳未満 108万円超	かかる	入れない

〈年金収入〉

住民税がかかる限度額と扶養に入れる限度額は異なります。詳しくはご確認ください。



国税務課課税第一・第二係 ☎(5803) 1154・1155

確定申告や住民税の申告控除対象になります(平成30年1月から12月分までが対象)

介護保険サービスの利用料(医療費控除)

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

居宅サービスの利用料	(1) 自己負担の全額が控除の対象となるもの(支給限度額超過分も含む)
	<ul style="list-style-type: none"> ①訪問看護・介護予防訪問看護 ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります) ⑦看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) ⑧介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
施設サービスの利用料	(2) 上記(1)のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの(支給限度額超過分は対象外)
	<ul style="list-style-type: none"> ①訪問介護(生活援助中心型を除く)・夜間対応型訪問介護・介護予防訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護 ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限ります) ⑥総合サービス事業の国基準サービス(訪問型・通所型)
主な対象サービス	(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額
	(2) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額
外サービス	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 福祉用具貸与・購入、住宅改修

※控除を受ける場合は、サービス事業者が発行した確定申告用の領収書の添付が必要です。
 ※高額介護サービス費が給付されている場合には、それぞれ自己負担額の合計から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。
 ※(1)⑧の介護福祉士等による喀痰吸引等とは、一定の喀痰吸引及び経管栄養をいいます。
 また、訪問介護などの福祉系サービスを訪問看護などの医療系サービスと併せて利用しない場合に対象となります。(併せて利用する場合は、身体介護部分全体が医療費控除の対象となります)
 ※医療費控除についての詳細は、税務署にお問い合わせください。
 関介護保険課給付係 ☎(5803) 1388

おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前にお問い合わせください。

関介護保険課認定審査係 ☎(5803) 1378

介護保険 国民健康保険 保険料(社会保険料控除) 後期高齢者医療

保険料を納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「口座振替済みのお知らせ」を、公的年金から保険料が差引かれた方(特別徴収)は「公的年金等の源泉徴収票」(1月に日本年金機構等から送付)をご活用ください。なお、介護保険料のほか、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を特別徴収された方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」には合算額が記載(内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載)されています。申告書の社会保険料の欄には、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料について確認する場合や、遺族年金または障害年金(非課税年金につき源泉徴収票は送付されません)から差引かれた方は、担当係へお問い合わせください。

関介護保険課資格保険料係 ☎(5803) 1379

関国保年金課国保収納係 ☎(5803) 1194

関国保年金課高齢者保険料係 ☎(5803) 1198

障害者控除対象者認定を受ける方へ

障害者控除対象者認定とは、65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、障害者または特別障害者として認定書を発行する制度です。認定書の発行に際しては、医師の意見書をもとに障害者控除対象者の認否を判定します。申請方法は、控除の対象となる年の12月31日現在の状況が、以下の①または②によって異なりますので、詳しくは担当係へお問い合わせください。

①要介護・要支援認定を受けている方
 ⇒対象者の介護保険証と申請者の身分証明書(氏名・生年月日・住所が確認できるもの)が必要(医師の意見書の提出は不要)です。なお、認定書は申請受付後、1週間程度で郵便により送付いたします。

関介護保険課介護保険管理係 ☎(5803) 1389

②要介護・要支援認定を受けていない方
 ⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除認定対象者判定意見書」が必要となります。ご相談をお受けした上で申請書等をお渡しいたしますので、お問い合わせください。

関高齢福祉課高齢者相談係 ☎(5803) 1382

確定申告をする際は、申告書第2表の住民税に関する事項もお忘れなくご記入ください

所得税の確定申告をする際は、住民税に関する事項も確認してください。以下は間違いが多い箇所の説明になりますので、よく確認のうえ、ご記入ください。

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)がいる場合は、こちらにご記入ください。
※納税者本人の合計所得金額1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額38万円以下の方が対象です。

○ 住民税・事業税に関する事項

イメージ：申告書B様式(第2表下部)

氏名	文京 花子	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 0 0 0 0	続柄		生年月日	545.6.2	別居の場合の住所	
氏名	文京 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 0 Δ × □	続柄	子	生年月日	平 15.1.2	別居の場合の住所	
16歳未満の扶養親族									
寄附金税額控除									40,000円

文京区では主たる給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は主たる給与所得以外)の所得に対する住民税については納付方法をこちらで選択できます。記載がない場合、基本的には自分で納付となります。

16歳未満の扶養親族(平成15年1月2日以降生まれ)がいる場合は、こちらにご記入ください。

確定申告しないことを選択した非上場株式の少額配当等+総合課税を選択した配当所得の合計をご記入ください。

※都の条例により寄附金税額控除の対象に指定されている場合は、東京都の条例指定分も該当になります。

文京区条例指定分対象法人一覧(平成30年12月末現在)	適用開始年月日
国立大学法人 お茶の水女子大学	平成 30 年 1 月 1 日
公益財団法人 日本ナショナルトラスト	
社会福祉法人 武蔵野会	
社会福祉法人 佑啓会	
公益財団法人 東京カリタスの家	平成 29 年 1 月 1 日
社会福祉法人 フロンティア	
社会福祉法人 本郷の森	
国立大学法人 東京医科歯科大学	平成 28 年 4 月 1 日
社会福祉法人 福音会	
公益財団法人 文京アカデミー	平成 28 年 1 月 1 日
学校法人 日本女子大学	
社会福祉法人 敬愛健仲会	
社会福祉法人 文京槐の会	
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会	

寄附金税額控除の条例指定分(市区町村)については、左表の「文京区条例指定分対象法人一覧」を確認の上、ご記入ください。

寄附金税額控除の条例指定分(都道府県)については、ホームページで東京都の条例指定寄附金一覧を確認の上、ご記入ください。

例	次の法人に寄附した場合
○	社会福祉法人「○○会」に10,000円(東京都及び文京区がそれぞれ条例で指定)
○	公益財団法人「▲■財団」に20,000円(東京都のみ条例で指定)
○	寄附金税額控除
×	誤った例

国税務課課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

税務署からのお知らせ

確定申告書等の作成には国税庁ホームページをご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税等、消費税等、贈与税の申告書等が作成できます。

作成した申告書等は直接税務署に電子申告することができます(電子申告をご利用になる場合は、「マイナンバーカード」とICカードリーダー「ドライバー」または税務署が発行した「IDとパスワード方式対応のID・パスワード」が必要です)。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

作成コーナー 検索 <http://www.keisan.nta.go.jp>

※印刷して郵送等で提出することもできます。

いつでもどこでもスマホで申告

「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン等でも所得税等の確定申告書等の作成ができます。

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

税務署が発行したIDとパスワードを取得すると、直接税務署に電子申告することができます。

ID・パスワードの申請については、税務署が開庁している日であれば、いつでも・どこの税務署でも発行が可能です。発行の際は、運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。※平成30年1月以降、申告書作成会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に手続きはお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
※写しを添付される場合は、表面と裏面の写しをご用意ください。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

- | | | |
|--|---|---|
| <p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通知カード ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限りです) <p>などのうちいずれか1つ</p> | + | <p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●パスポート ●公的医療保険の被保険者証 ●身体障害者手帳 ●在留カード <p>などのうちいずれか1つ</p> |
|--|---|---|

医療費控除は領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

税務署の確定申告書作成会場の開設

確定申告書作成のために来署される場合は、会場開設期間にお越しください。

開設期間	時間	会場
2月18日(月)から 3月15日(金)まで	受付：午前8時30分から午後4時まで 相談：午前9時15分から	小石川税務署 本郷税務署

※土・日曜を除く。ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は東京国税局において受付・相談あり。各会場ともお車での来場はご遠慮ください。

- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記用具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類等を持参してください。

2月24日(日)・3月3日(日)の受付・相談

東京国税局にて確定申告書作成の相談、用紙の配付及び受付を行います。

期間	時間	会場
2月24日(日)・ 3月3日(日)	受付：午前8時30分から午後4時まで 相談：午前9時15分から	東京国税局 (中央区築地5-3-1)

※当日は、国税の領収・納税証明書の発行及び各税務署庁舎での執務は行っていません。また、上記以外の土・日曜、祝日は執務を行っていません。会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

税理士による無料申告相談の開催日程 ~申告書を作成して提出できます~

申告書作成会場の開設期間以前に開催しますので、ぜひご利用ください。

開催日程	会場	時間
2月5日(火)・6日(水)	文京区民センター	午前9時30分から 午後1時から
2月7日(木)・8日(金)	大原地域活動センター	正午まで 午後4時まで
2月12日(火)・13日(水)	アカデミー音羽	(受付は午前11時30分まで) (受付は午後3時30分まで)

※上記のほか、東京税理士会小石川支部において3月25日までの月曜日(未開催の場合あり)に予約制で相談を行っています。申告書の提出はできません。☎(3815)3313

●本郷税務署管内の方

開催日程	会場	時間
2月4日(月)	文京区民センター	午前10時から午後4時まで (受付は午後3時30分まで)
2月5日(火)・6日(水)	駒込地域活動センター	
2月7日(木)・8日(金)	汐見地域活動センター	

●①小規模納税者の「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の申告書
②年金受給者と給与所得者の「所得税及び復興特別所得税」の申告書を作成して提出できます。(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合や、初めて住宅借入金等特別控除を受けられる場合を除く。)

- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記用具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類等を持参してください。
- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

納税は口座振替が便利です

【振替日】所得税及び復興特別所得税……4月22日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税……4月24日(水)

新規に口座振替を利用する方は、申告期限までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

☎小石川税務署 ☎(3811)1141 ☎本郷税務署 ☎(3811)3171

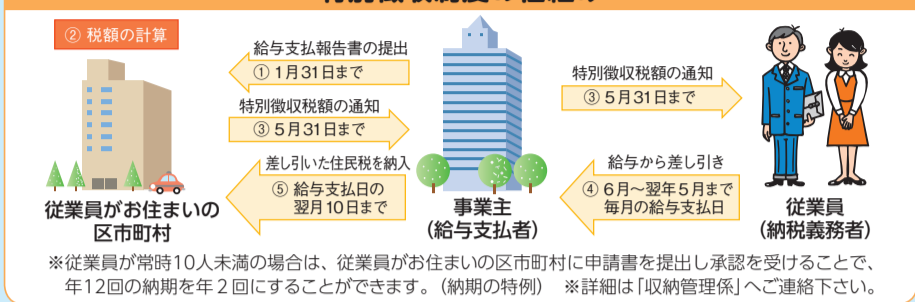
給与所得に係る個人住民税(特別徴収)について



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

東京都と都内62区市町村は、オール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施し、特別徴収推進を徹底しています。

特別徴収制度の仕組み



特別徴収とは 事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から住民税を差し引いて納入する制度です。

公的年金からの住民税の徴収(特別徴収)について

平成31年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者の方の年金所得に係る住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際に差し引き、これを区に納入することとなっています。(公的年金の特別徴収)

【年金所得に係る税額の納付方法】

ア 前年度より継続して対象の方

税 額	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度分の年金所得に係る税額の1/6ずつ			年金所得に係る税額-仮徴収額の1/3ずつ		

イ 新たに対象になる方

税 額	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
	年金所得に係る税額の1/4ずつ		年金所得に係る税額の1/6ずつ		

☎税務課課税第一・第二係 ☎(5803)1154・1155

住民税の納付のご案内 ～納付は納期限内にお願いします～

住民税の納付は口座振替をご利用ください。平成31年度第1期口座振替開始の申込締切日は平成31(2019)年5月10日(金)です。

平成31年度 口座振替 予定表	期 別	口座振替日	申込締切日
	全 期		平成31年7月1日(月)
第1期		平成31年9月2日(月)	平成31年7月10日(水)
第2期		平成31年10月31日(木)	平成31年9月10日(火)
第3期		平成32年1月31日(金)	平成31年12月10日(火)

●申込：所定の口座振替依頼書に記入・押印のうえ、郵送または窓口へ持参してください。
口座振替依頼書のご要望は、税務課収納管理係にご連絡ください。

☎税務課収納管理係 ☎(5803)1153

平成31年1月31日は特別区民税・都民税 普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、税務課納税係で納付相談をお受けします。 ☎税務課納税係 ☎(5803)1156

特別区民税・都民税の納付相談および納付窓口を 平日夜間および土・日曜に開設します

お仕事などで、区役所の開庁時間(月～金曜:午前8時30分～午後5時15分)においでになれない方で、納付相談のある方や、納付される方はご利用ください。
夜間窓口 午後8時まで開設
平成31年1月23日(水)～25日(金)
休日窓口 午前9時～午後4時まで
平成31年1月26日(土)、27日(日)
なお、1月27日(日)は軽自動車の廃車相談もお受けします。
場 所 税務課納税係(文京シビックセンター10階)
※業務用エレベータをご利用ください。ご不明な場合は、1階案内でお尋ねください。

◎. 納付忘れがあったらどうすればいい?税金を納めないとならぬの?

Ⓐ. 税は納期限内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。

また、督促状や催告書をお送りしても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

◎. 差押の対象となる財産にはどんなものがあるの?

Ⓐ. 給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金などすべての財産です。

勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に捜索する場合があります。(国税徴収法第141条から147条) 文京区では平成29年度に捜索および自動車等のタイヤロックを20件実施しています。

住民税を一時に納付できない方のための猶予制度があります

(納税の猶予)

以下の理由により、住民税を一時に納付することができないときは・・・
文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、または盗難にあったとき
 - ② 納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかり、または負傷したとき
 - ③ 事業を廃止し、または休止したとき
 - ④ 事業について著しい損失を受けたとき
 - ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき
- ※⑤の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要があります。

(換価の猶予)

住民税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・

その住民税の納期限から3か月以内に、文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

(猶予が認められると・・・)

- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- 徴収の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。

課税・納税証明書の発行

発行できる証明書

- 個人の特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書
- 軽自動車税納税証明書

申請に必要なもの	● 本人確認書類 運転免許証、パスポート、住基カード(写真付)、個人番号カード等 ※健康保険証の場合はキャッシュカードや診察券等、もう一点必要です。
	● 手数料 1通300円
	● 委任状(代理の方が申請する場合)

発行場所	税務課窓口、戸籍住民課窓口
	区民サービスコーナー
	マルチコピー機設置のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ)
	※発行には個人番号カードが必要です。 ※軽自動車税納税証明書は発行不可。

- (注) ● 税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請される場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口までお持ちください。
● 家族の方でも、代理で申請される場合は委任状(自署・押印)が必要です。
● 本人による郵送申請もできます。申請方法については、区ホームページをご覧ください。税務課納税係にお問い合わせください。

バイク・軽自動車の廃車手続きをお忘れなく!

軽自動車税が未納の方は納めてください

軽自動車税は4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に納めていただく税金です。

すでに車を他の方に譲渡している方、盗難にあつて車が見つからない方(警察に盗難届を出していても、廃車手続きは必要)、破損等で車が使用できなくなった方は、平成31年3月29日(金)までに廃車等の届出をすることで、次年度以降の軽自動車税がかからなくなります。廃車等の届出はできるだけ早くお出しください。

なお、車を譲渡する場合は引渡し前に廃車手続きされることをお勧めします。譲受人が名義を変更しないことによるトラブルが増えています。

車 種	手続き・問合せ先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係 ☎(5803)1152
軽二輪・二輪小型自動車	練馬自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2032
軽三輪・軽四輪車	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ☎050(3816)3101

☎税務課納税係 ☎(5803)1152